

○島根県警察における無線電話局の運用管理に関する訓令

(昭和60年島根県警察訓令第1号)

(概要)

この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく命令並びに警察庁の規程に基づき、警察無線電話局による通信の適正な運営を図るため、その運用管理に関し必要な事項を定めたものです。